

# 業務及び財産の状況に関する説明書

〔2018年12月期〕

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

**タレットプレボン ETP 株式会社**

## I 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号                   タレットプレボン ETP 株式会社
2. 登録年月日       2015年6月29日（関東財務局長（金商）第2848号）
3. 沿革及び経営の組織

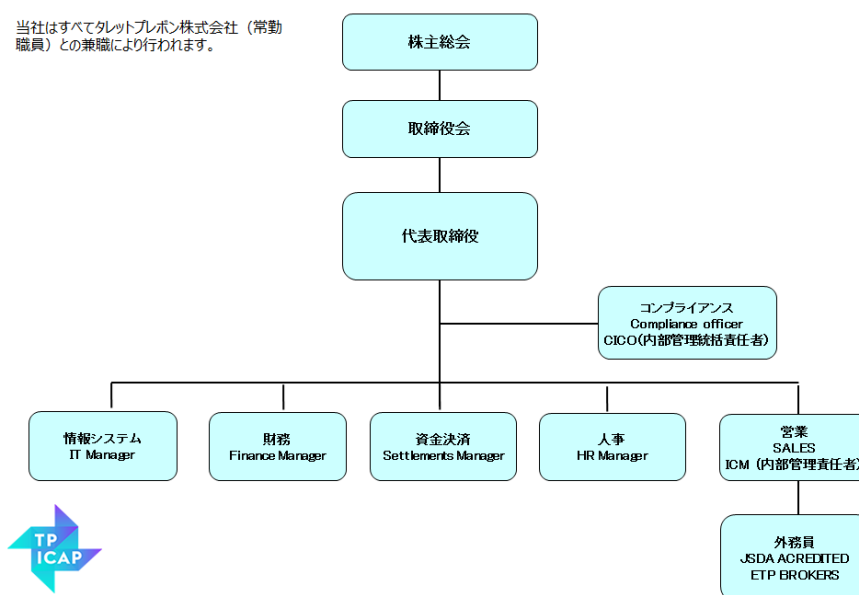
### (1) 会社の沿革

2002年8月	会社設立（タレット・プレボン・ジャパン株式会社）資本金1,000万円で設立
2014年2月	タレット・プレボン・FXO・ジャパン株式会社へ商号変更
2015年1月	タレットプレボン ETP 株式会社へ商号変更
2015年4月	資本金5,000万円に増資
2015年6月	第一種金融商品取引業者登録完了
2015年7月	資本金3億円に増資
2015年9月	電子取引基盤運営業務へ業務方法の変更手続き完了

### (2) 経営の組織

#### Tullett Prebon (Japan) ETP Limited

当社はすべてタレットプレボン株式会社（常勤職員）との兼職により行われます。



### 4. 主な株主の氏名及び所有株式数

氏名	持株数（株）	議決権割合（％）
タレットプレボン・インベストメント・ホールディングス・リミテッド	720株	100

5. 役員の名又は名称

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	増本 禎 <small>ますもと ただし</small>	有	常勤
取締役	タスマン・ラベル <small>たすまん らべる</small>	無	非常勤
取締役	バリー・デナフィー <small>ばりー でなふいー</small>	無	非常勤
監査役	アンドリュー・キース・エバンズ <small>あんどりゅー きーす えばんず</small>	無	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名及び役職名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者

氏名	役職名
相澤 建太 <small>あいざわ けんた</small>	コンプライアンス オフィサー (内部管理統括責任者)

- (2) 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する者の氏名  
該当事項はありません。

- (3) 投資助言・代理業に関し、金融商品取引法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号の営業所又は  
事務所の業務を統括する者の氏名  
該当事項はありません。

7. 業務の種類

金融商品取引業

業務の種類
法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務

8. 本店その他の営業所の名称及び所在地

名称	所在地
本店	〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目 17 番 7 号 赤坂溜池タワー

9. 他に行っている事業の種類

該当事項はありません。

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

顧客から当社に関する苦情を受け取った者は、その者が所属する部門の長に当該苦情の全内容を速やかに報告します。そして当該部門長は、遅滞なく苦情の概要報告

書を作成し、内部管理統括責任者に当該報告書を提出します。内部管理統括責任者は速やかに、当該部門長と協力して当該苦情の収拾に努め適切な処置を講じます。この点について、内部管理統括責任者は、当該苦情の性質及び内容に応じ処理に当たるべき者（以下「苦情処理担当者」という。）を指名することができ、指名された苦情処理担当者は、苦情調査の進捗状況、経緯、結果、苦情発生後の対応、今後の処理、意見及び当社の方針、慣行並びに営業方法の改善に関する提案を適宜、内部管理統括責任者に報告します。内部管理統括責任者は、苦情処理状況、対策及び当社の方針、慣行並びに営業方法について望ましい変更を国内における代表者に敏速に報告します。尚、苦情処理については外部機関として証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を活用し対応いたします。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称  
金融商品取引業協会：日本証券業協会

認定投資者保護団体：特非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当事項はありません。

13. 加入する投資者保護基金の名称

該当事項はありません。

## II 業務の状況に関する事項

### 1. 当期業務の状況

前身であるタレット・プレボン・ジャパン株式会社が2002年8月設立以来、従事してきた通貨オプション取引の媒介業務を姉妹会社のタレットプレボン株式会社に移管後（タレット・プレボン・FXO・ジャパン株式会社へ商号変更）、営業活動を休止しておりましたが、平成27年1月にタレットプレボンETP株式会社へ商号変更し、2015年6月に第一種金融商品取引業者として登録し、特定店頭デリバティブ取引の媒介業務（電子取引基盤運營業務）を2015年9月1日より提供しております。

今期より事業年度の決算期を3月31日から12月31日に変更しております。決算期変更に伴い、当事業年度は9ヵ月間となっており、業績としましては、当事業年度の営業収益が71百万円（前年度9ヶ月比28%減）、営業利益12百万円（前年度9ヶ月比14%増）、経常利益12百万円（前年度9ヶ月比14%増）、当期純利益は8百万円（前年度9ヶ月比3%減）という結果となりました。

## 2. 業務の状況を示す指標

当事業年度の主な収益と費用の概況は、以下のとおりであります。

### (1) 経営成績の推移

(単位：百万円)

	2017年3月期	2018年3月期	2018年12月期
資本金	300	300	300
発行済株式の総数	720	720	720
営業収益	102	131	71
受入手数料	102	131	71
トレーディング損益	—	—	—
純営業収益	102	131	71
経常利益	5	14	12
当期純利益	4	14	8

・トレーディング損益その他の自己取引に係る損益の内訳  
該当事項はありません。

・株式の売買高およびその受託の取扱高  
該当事項はありません。

・国債証券、社債券、株券および投資信託の受益証券の引受高、売出し高および募集、  
売出しまたは私募の取扱高  
該当事項はありません。

・その他の業務の状況  
該当事項はありません。

### (2) 有価証券引受・売買等の状況

#### ① 株式売買高の推移

(単位：百万円)

項目	2017年3月期	2018年3月期	2018年12月期
自己	—	—	—
委託	—	—	—
合計	—	—	—

② 有価証券の引受及び売出し並びに特定機関投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況  
該当事項はありません。

(3) その他業務の状況  
該当事項はありません。

## (4) 自己資本規制比率の状況

(単位：百万円)

項 目		2017年 3月期	2018年 3月期	2018年 12月期
自己資本規制比率 (A)/(B)×100 (%)		1215.8	911.4	1,229.7
固定化されていない自己資本 (A)		291	308	317
リスク 相当額	市場リスク	—	—	—
	取引先リスク	3	4	3
	基礎的リスク	12	29	21
	リスク相当額	15	33	25

## (5) 使用人及び外務員の状況

区 分	2017年3月期	2018年3月期	2018年12月期
使用人 (内証券外務員)	31人 (24人)	29人 (23人)	29人 (22人)

### Ⅲ 財務の状況に関する事項

#### 1. 経理の状況

##### (1) 貸借対照表

資産の部

単位：千円

	2018年3月31日現在	2018年12月31日現在
科目	金額	金額
(流動資産)		
現金・預金	293,293	312,571
未収仲介手数料	10,222	7,614
未収金	11,726	4,337
前払費用	—	210
流動資産計	315,243	324,733
(固定資産)		
有形固定資産	174	148
器具備品	174	148
投資その他の資産	9,437	7,125
長期前払費用	7,751	5,699
繰延税金資産	1,686	1,425
固定資産計	9,611	7,273
資産合計	324,855	332,006

負債・純資産の部

単位：千円

	2018年3月31日現在	2018年12月31日現在
科目	金額	金額
(流動負債)		
未払金	1,592	364
未払費用	4,322	3,790
未払法人税等	2,643	2,839
流動負債計	8,558	6,994
負債合計	8,558	6,994
(純資産の部)		
株主資本	316,296	325,012
資本金	300,000	300,000
利益剰余金	16,296	25,012
繰越利益剰余金	16,296	25,012
純資産合計	316,296	325,012
負債・純資産合計	324,855	332,006

## (2) 損益計算書

単位：千円

	自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日	自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日
科目	金額	金額
(営業収益)		
金利デリバティブ仲介手数料	131,388	71,311
(営業費用)		
販売費及び一般管理費	116,676	58,869
営業利益	14,712	12,442
(営業外収益)		
受取利息	2	1
雑益	0	—
経常利益	14,715	12,444
税引前当期純利益	14,715	12,444
法人税・住民税及び事業税	2,133	3,467
法人税等調整額	△1,686	260
当期純利益	14,267	8,715



## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合 計
	資本金	利益剰余金			株 主 資 本 合 計	
		利 益 準 備 金	その他利益 剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
2017 年 4 月 1 日残高	300,000		—		2,028	2,028
事業年度中の変動額						
当期純利益			14,267	14,267	14,267	14,267
事業年度中の変動額合計			14,267	14,267	14,267	14,267
2018 年 3 月 31 日残高	300,000	—	16,296	16,296	316,296	316,296

当事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合 計
	資本金	利益剰余金			株 主 資 本 合 計	
		利 益 準 備 金	その他利益 剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
2018 年 4 月 1 日残高	300,000		—		16,296	16,296
事業年度中の変動額						
当期純利益			8,715	8,715	8,715	8,715
事業年度中の変動額合計			8,715	8,715	8,715	8,715
2018 年 12 月 31 日残高	300,000	—	25,012	25,012	325,012	325,012

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

	前事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日)
1. 固定資産の減価償却の方法	1 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 器具備品のみ保有しており定率法により償却しております。なお、保有しております器具備品の耐用年数は次のとおりであります。 器具備品 10 年	同左
2 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項	①長期前払費用 当社グループ会社 Tullett Prebon (Group) Limited により所有し、当社が利用しているソフトウェアの作成に係る支出として当社が負担している金額を当社では長期前払費用として資産計上し、社内における利用可能期間として 5 年で定額法により償却しております。	同左
消費税等の会計処理	②消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同左
決算日の変更に関する事項	—	③ 決算日の変更に関する事項 TP ICAP グループの決算日と統一するために、平成 30 年 9 月 28 日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度の決算日を 3 月 31 日から 12 月 31 日に変更しています。この変更に伴い、当事業年度は平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月となっています。
(追加情報)	—	(表示方法の変更) 『『税効果会計に係る会計基準』

		<p>の一部改正」等の適用</p> <p>『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日以下「税効果会計基準一部改正」）等の適用に伴い、当事業年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更いたしました。</p> <p>この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」1,369 千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,425 千円に含めて表示しております。</p>
(追加情報)	<p>(未適用の会計基準等)</p> <p>「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）</p> <p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（改正企業会計基準適用指針第 26 号 2018 年 2 月 16 日）</p> <p>(1) 概要</p> <p>当該会計基準等は、①（分類 1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い、②繰延税金資産を投資その他の資産区分、繰延税金負債を固定負債の区分への変更、③評価性引当額の内訳に関する情報の注記、④税務上の繰越欠損金に関する情報の注記などについて改正されたものです。</p> <p>(2) 適用予定日</p>	<p>(未適用の会計基準等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準適用指針第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日）</li> <li>・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（改正企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日）</li> </ul> <p>(1) 概要</p> <p>国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成 26 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」（IASB においては国際財務報告基準(IFRS)第 15 号、FASB においては Topic 606) を公表しており、IFRS 第 15 号は平成 30 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から、Topic606 は平成 29 年</p>

	<p>平成 31 年 3 月期の期首より適用予定です。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>繰延税金資産の資産区分が変更となります。</p>	<p>12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用させる状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。</p> <p>(2)適用予定日</p> <p>現時点では検討中であり、未定です。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類への影響額については、現在評価中です。</p>
--	--	--

【貸借対照表に関する注記】

	前事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日)
有形固定資産の減価償却累計額	器具備品 133 千円	器具備品 159 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

前事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

株式の種類	2017 年 3 月期	増加	減少	2018 年 3 月期
普通株式（株）	720	—	—	720

当事業年度（自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 30 年 12 月 31 日）

株式の種類	2018 年 3 月期	増加	減少	2018 年 12 月期
普通株式（株）	720	—	—	720

【年度末日（3 月 31 日時点）特定店頭デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益】（単位：百万円）

・前事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

取引の種類	媒介等	自己	計
電子取引基盤使用義務対象 円金利スワップ	5	—	5

・当事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日）

取引の種類	媒介等	自己	計
電子取引基盤使用義務対象 円金利スワップ	5	—	5

2. 配当に関する事項	前事業年度 （自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日） 該当事項はありません。	当事業年度 （自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日） 該当事項はありません。
-------------	--	---

3. 新株予約権等に関する事項	前事業年度 （自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日） 該当事項はありません。	当事業年度 （自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日） 該当事項はありません。
-----------------	--	---

4. 重要な後発事象にする注記	前事業年度 （自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日） 該当事項はありません。	当事業年度 （自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日） 該当事項はありません。
-----------------	--	---

【財務諸表に関する監査法人等による監査の有無】

当事業年度（2018 年 4 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日まで）の財務諸表については、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

#### IV 管理の状況

##### 1.内部管理の状況の概要

代表取締役は、会社を代表し重要事項の決済・実行を行うと共に法令、定款、株主総会、取締役会の決定に従い会社業務を統括しております。取締役は、取締役会で定められた業務ならびに会社の業務全般について代表取締役を補佐し、その委任する担当職務を行っております。監査役は、会社の会計・業務監査を実施し、取締役会に出席し意見ならびに業務執行の提言を行います。各部責任者に関しては、内部管理統括責任者が各部門を管掌しております。

##### コンプライアンス体制

法令諸規則の遵守を確保するためコンプライアンス部を設置しており、日常業務活動について社内各部の確認依頼を受け、その内容が法令に遵守しているかを確認するとともに社内各部を指導・監督し、役職員向けの教育・研修を定期的実施しております。

##### 内部監査の体制

コンプライアンス部門により年次監査計画が策定され、年次監査計画に基づき各部署に対して以下の各号に掲げる監査を実施しております。

業務監査：法令、規則等の遵守状況、業務の適切性の評価

特命監査：代表取締役又は取締役会が特例で依頼した事項の評価

##### 2.分別保管の状況

###### (1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

###### ① 顧客分別金信託の状況

###### ・前事業年度

項目	2018年3月31日現在 金額(百万円)
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	—
顧客分別金信託額	—
期末日現在の顧客分別金必要額	—

###### ・当事業年度

項目	2018年12月31日現在 金額(百万円)
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	—
顧客分別金信託額	—
期末日現在の顧客分別金必要額	—

② 有価証券の分別保管

	前事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日)
①保護預り有価証券	該当事項はありません。	該当事項はありません
②受入代用有価証券	該当事項はありません。	該当事項はありません
③保管の状況	該当事項はありません。	該当事項はありません。

V 連結子会社等の状況

- ・前事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）  
該当はありません。
- ・当事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日）  
該当はありません。